

事業継続力強化支援計画の概要

実施者名	糸島市商工会（法人番号 2290005014460） 糸島市（地方公共団体コード 402303）
実施期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日
目 標	<p>事業継続力強化支援事業の目標</p> <p>(1) 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。</p> <p>(2) 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。</p> <p>(3) 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。</p> <p>(4) 保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の育成をする。</p> <p>(5) 事業継続力強化計画の未認定事業者に対し、計画認定事業者を増加させる。</p>
事業内容	<p>事業継続力強化支援事業の内容</p> <p>1. 事前の対策</p> <p>自然災害や新型コロナウイルス感染症等のリスク及びその影響を軽減するための対策として、会報や市広報、HP等による国の施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要等の周知に加え、事業者BCPの策定への取組等について指導及び助言を行う。</p> <p>2. 発災後の対策</p> <p>当会と当市の間で、職員の安否報告や大まかな被害状況等を把握した上で、応急対策の実施可否の確認を行い、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。感染症流行の場合は、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。</p> <p>3. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援</p> <p>安全性が確認された場所において相談窓口を設置し、応急時に有効な被災事業者施策について地区内小規模事業者へ周知する。感染症の場合は、事業活動に影響を受ける恐れがある小規模事業者を対象とした相談窓口を開設する。</p>
連絡先	<p>糸島市商工会 総務共済課 〒819-1118 福岡県糸島市前原北一丁目1番1号 TEL：092-322-3535 FAX：092-322-1113 E-mail：itoshima@shokokai.ne.jp</p> <p>糸島市 経済振興部 商工振興課 〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号 TEL：092-332-2096 FAX：092-324-2531 E-mail：shokoshinko@city.itoshima.lg.jp</p>